

(別表2) 構造設備の各部についての仕様の基準 (共通事項)

構造基準	仕様の基準に関する留意事項
基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラーを設置するとともに、「福祉のまちづくり条例」施行規則別表3（第6条関係）第1「公益的施設及び共同住宅等の施設に関する整備基準」に合致するほか、以下の点に注意すること。
段 差	<ul style="list-style-type: none"> ・移動に支障のないよう、極力段差のない構造とすること。
階 段	<ul style="list-style-type: none"> ・段差に配慮し、緩やかな勾配とすること。 ・両側に手すりを設置すること。 ・ノンスリップを付けること。 ・足元が暗くならないよう、照明に配慮すること。 ・共用階段は、建物本体と構造の異なる自立型階段としないこと。
手 す り	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下、階段、浴室、便所、エレベーター等に位置、形状、取り付け方法、材質を配慮し、設置すること。
出 入 口	<ul style="list-style-type: none"> ・各々の用途に応じ、寸法、材質、開閉方法等を考慮した戸又は扉とすること。 ・鍵や把手の形状、取り付け高さ、周辺の床面の段差除去等使いやすさに配慮すること。 ・一般居室の扉等については、プライバシーに十分配慮すること。
窓	<ul style="list-style-type: none"> ・一般居室の窓については、自然の採光、換気等に配慮した形状、大きさ、位置とすること。 ・開閉、施錠操作がしやすいものとし、防犯及び事故防止に配慮すること。
スイッチ及びコンセント	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ、配置など使いやすさ及び安全性に配慮すること。
照 明	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活の特性に応じた照明方法、照度等とすること。
冷 暖 房	<ul style="list-style-type: none"> ・室内外の温度差に配慮し、一定の室温を維持すること。 ・一般居室については、各室毎の温度調節が可能であるか、又は冷暖房設備の設置が可能であること。

(別表2) 構造設備の各部についての仕様の基準 (共通事項)

構造設備	仕様の基準に関する留意事項
換 気	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、浴室、便所、食堂、介護居室等に換気設備を設置すること。 ・臭気がこもらないようにすること。
遮 音	<ul style="list-style-type: none"> ・一般居室の静穏がたもたれるよう、遮音に配慮すること。
遮 光	<ul style="list-style-type: none"> ・窓にカーテンレールを設置するなど、遮光に配慮すること。
水 栓	<ul style="list-style-type: none"> ・位置、形状等使いやすさに配慮すること。 ・温水の温度が安全かつ容易に調整できる設備とすること。
廊 下	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりを設置すること。 ・隅切りをするなど、移動しやすさ、安全性に配慮すること。 ・介護居室のある区域の廊下の幅は、有効幅で 1.8m以上、中廊下は 2.7m以上とすること。ただし、介護居室をすべて個室とし、別表3の共有スペースを設け少人数単位での介護（いわゆるユニットケア）を実施する場合には、有効幅で 1.5m以上、中廊下は 1.8m以上（ただし、車いすがすれ違えるスペースを確保すること）とすることができる。 ・それ以外の入居者が利用する区域の廊下の幅は有効幅で 1.4m以上、中廊下は 1.8m以上とする。
床	<ul style="list-style-type: none"> ・すべりにくい素材を使用すること。 ・居室（浴室、便所等）、浴場、便所、一時介護室、エレベーター等に位置、使いやすさ等に配慮し、設置すること。
通報装置	<ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等通報装置を設置すること。
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な広さを有すること。 ・操作ボタン等の位置、使いやすさ等に配慮すること。
浴 室	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室循環ろ過装置を設置している場合には、「24 時間風呂協議会」が定める自主規格（レジオネラ属菌水質基準、電気技術基準）に適合すること。